

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1. 仙南地域

(1) 現況

本地域は、県最南端に位置し、県平均と比較して耕地に対する畑地の占める割合が高く、農業算出額に占める園芸作物や畜産の割合が高い。阿武隈川沿いには平地が広がる一方で、奥羽山脈沿いや福島県との県境は過疎化が著しい山間丘陵地帯である。水田整備率は54%と県平均の66%を下回っており、ほ場整備の推進と併せて、担い手への農地集積の拡大が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を構築し、法第3条第3項第1号に掲げる事業(多面的機能支払交付金事業)及び同項第2号に掲げる事業(中山間地域等直接支払交付金事業)を地理的条件に応じて推進し、併せて同項第3号に掲げる事業(環境保全型農業直接支払交付金事業)を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 仙台地域

(1) 現況

本地域の沿岸部は、東日本大震災以前からいちご栽培をはじめとして園芸作物の生産が盛んであり、名取川や阿武隈川周辺は県内でも有数の穀倉地帯となっており、震災からの復旧と併せ農業生産法人等による大規模な農業経営や近代的な施設園芸等による復興が見込まれている地域である。また、仙台市近郊は県内で最も混住化が進んでいる地域であることから、非農家も含めた農用地の保全管理により、担い手の負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を構築し、法第3条第3項第1号に掲げる事業(多面的機能支払交付金事業)を中心に推進し、併せて同項第2号に掲げる事業(中山間地域等直接支払交付金事業)及び第3号に掲げる事業(環境保全型農業直接支払交付金事業)を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 大崎地域

(1) 現況

本地域は、江合川及び鳴瀬川沿いに大崎耕土とよばれる平坦肥沃な平地が広がり、県内随一の穀倉地帯を成している他、湿地環境の保全や渡り鳥と共生する農業の取組を次世代に継承し保全していくことを目指している地域でもある。耕地面積の8割以上を水田が占め、大

区画ほ場の整備による土地利用型農業が推進されていることから、担い手へのさらなる農地集積を図るとともに、地域住民等の共同活動による農地の保全を図り、担い手への負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を構築し、法第3条第3項第1号に掲げる事業(多面的機能支払交付金事業)を中心に推進し、併せて同項第2号に掲げる事業(中山間地域等直接支払交付金事業)及び第3号に掲げる事業(環境保全型農業直接支払交付金事業)を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 栗原地域

(1) 現況

本地域は、栗駒山や伊豆沼などの豊かな自然が広がり、環境保全や環境との共生の取組が必要とされている。全域が過疎地域に指定されている他、北部から西部にかけては山間丘陵地帯が広がっており、過疎化が著しい地域である。耕地に占める水田の割合は高いが、水田整備率は57%と県平均を下回っており、ほ場整備の推進と併せて、担い手への農地集積の拡大が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を構築し、法第3条第3項第1号に掲げる事業(多面的機能支払交付金事業)及び同項第2号に掲げる事業(中山間地域等直接支払交付金事業)を地理的条件に応じて推進し、併せて同項第3号に掲げる事業(環境保全型農業直接支払交付金事業)を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 登米地域

(1) 現況

本地域は、伊豆沼や長沼をはじめ多くの湖沼を有し、平坦な地域が広がり、耕地に占める水田の割合が約9割に達するなど、水との関わりが深い地域である。また、北上川右岸地域は水田地帯であるが、左岸の山間丘陵地帯は過疎化が著しい地域である。水田整備率は84%と県内で一番高い地域であり、担い手へのさらなる農地集積を図るとともに、地域住民等の共同活動により農地の保全を図り、担い手への負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を構築し、法第3条第3項第1号に掲げる事業(多面的機能支払交付金事業)を中心に推進し、併せて同項第2号に掲げる事業(中山間地域等直接支払交付金事業)及び第3号に掲げる事業(環境保全型農業直接支払交付金事業)を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 石巻地域

(1) 現況

本地域の沿岸部は、北上川や鳴瀬川河口付近の沖積平野に広がる水田を主とする穀倉地帯であり、東日本大震災からの復旧と併せ農業生産法人等による大規模な農業経営や近代的な施設園芸等による復興が見込まれている。また、大区画ほ場整備も進んでいることから、担い手へのさらなる農地集積を図るとともに、地域住民等の共同活動により農地の保全を図り、担い手への負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を構築し、法第3条第3項第1号に掲げる事業(多面的機能支払交付金事業)を中心に推進し、併せて同項第2号に掲げる事業(中山間地域等直接支払交付金事業)及び第3号に掲げる事業(環境保全型農業直接支払交付金事業)を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

7. 気仙沼・本吉地域

(1) 現況

本地域は、三陸沿岸のリアス式地形であるため、小区画の農地が傾斜地に多く分布し、自給的農家が多い地域である。また、水田整備率も17%と県内で最も低い状況である。

東日本大震災からの農地復旧と併せてほ場整備を行い、より生産性の高い農業への取り組みが見込まれていることから、担い手への農地集積を進めるとともに、地域住民等の共同活動により農地の保全を図り、担い手への負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を構築し、法第3条第3項第1号に掲げる事業(多面的機能支払交付金事業)及び第2号に掲げる事業(中山間地域等直接支払交付金事業)を中心に推進し、併せて同項第3号に掲げる事業(環境保全型農業直接支払交付金事業)を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施する、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本方針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たり、各地域の自然的条件やそで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとしており、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものと

することとしている。

- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って、市町村の促進計画において指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1. 促進計画の区域について
促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。
2. 促進計画の目標について
促進計画の目標は、事業対象地域の現況を踏まえ、少なくとも今後5年間程度を見通した目標として設定することとする。
3. 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について
法第3条第3項各号の事業のうち、各市町村において実施を促進する事業名を記載することとする。
4. 重点区域の区域
重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその区域が明確となるように設定することとする。
5. 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項
その他、必要な事項について定めることとする。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

- 1 法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）及び第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金事業）に係る施策の点検及び効果の評価は、「宮城県農村振興

施策検討委員会」(平成19年10月19日宮城県条例第78号)により行うものとする。

また、法第3条第3項第3号に掲げる事業(環境保全型農業直接支払交付金事業)に係る施策の点検及び効果を評価する第三者委員会を設置する。

- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に向けて、県と市町村の他、関係機関が連携して法第3条第3項の各号に掲げる事業に積極的に取り組むこととする。

なお、法第3条第3項第1号に掲げる事業(多面的機能支払交付金事業)については、これまでの「宮城県農地・水・環境保全向上対策地域協議会」を前身とした推進組織を設置して事業を推進していくこととする。